

「太陽のでんき」電気供給約款

I 総則

第1条 (適用)

株式会社 NTT スマイルエナジー（以下「当社」といいます。）は、小売電気事業者が供給する電気の取次ぎを行っており、小売電気事業者が、低圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この「太陽のでんき」電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

第2条 (供給約款の変更)

1. 当社は、この供給約款の内容を変更することがあります。その場合、当社はあらかじめインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により周知することとします。かかる周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後のこの供給約款によります。また、需給契約者から求めがあった場合、当社は、需給契約者に対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付するものとします。
2. この供給約款の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付及び契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - (1) 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - (2) 契約成立後及び契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社及び小売電気事業者の名称及び住所、お客さま（需給契約締結後は、需給契約者）とします。以降同様とします。）との契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
 - (3) 上記にかかわらず、この供給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

第3条 (定義)

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 供給地点
小売電気事業者が、当該電力会社から、需給契約者に電気を供給するために行う接続供給にかかる電気の供給を受ける地点をいいます。
- (3) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の需給契約者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

- (5) 動力
電灯及び小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (7) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、需給契約者において使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (8) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
- (9) 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (10) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (11) 夏季
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
- (12) その他季
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
- (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号、その後の改正を含みます。以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (14) 最大需要電力
需給契約者に対する供給電力の最大値をいいます。
- (15) 貿易統計
関税法に基づき公表される統計をいいます。
- (16) 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。
- (17) 当該電力会社
II 契約の申込み（需要場所）により定められる需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいい、一般送配電事業者の供給区域は、それぞれ以下に定めるところによります。

当該電力会社	供給区域
北海道電力株式会社	北海道
東北電力株式会社	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中部電力株式会社	愛知県、岐阜県（一部除く）、三重県（一部除く）、静岡県（富士川以西）、長野県
北陸電力株式会社	富山県、石川県、福井県（一部除く）岐阜県の一部
関西電力株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

中国電力株式会社	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国電力株式会社	徳島県、高知県、香川県（一部除く）、愛媛県（一部除く）
九州電力株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(18) 検針日

当該電力会社が、次に定めるところにより、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日をいいます。

イ 検針は、当該電力会社であらかじめ定められた日（当該電力会社が供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定められます。）に、各月ごとに行い、需給契約者が不在等のため当該電力会社が検針できなかつた場合は、別の日に検針を行います。

ロ 当該電力会社は、やむをえない事情がある場合には、イにかかわらず、当該電力会社であらかじめ定められた日以外の日に検針を行なうことがあります。その場合であっても、当該電力会社であらかじめ定められた日に検針を行ったものといたします。

ハ 当該電力会社は、供給開始日から、その直後の供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合、イにかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、供給地点の属する検針区域において検針を行うとされている日に検針を行なったものといたします。

ニ 当該電力会社は、ハに掲げる場合を除く他、非常災害等特別の事情がある場合、イにかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。この場合、検針を行なわない月については、当該電力会社であらかじめ定められた日に検針を行なったものといたします。

(19) 供給地点特定番号

対象となる供給地点を一意に特定するための識別番号をいいます。

(20) 小売電気事業者

当社との取次委託契約に基づきお客さまに電気を供給する、小売電気事業者である株式会社エネット（小売電気事業者登録番号 A0009）をいいます。

(21) 需給契約

お客さまが小売電気事業者から電気の提供を受けるための、この供給約款に基づく当社との契約をいいます。

(22) 電灯契約

電灯及び小型機器を使用するための需給契約をいいます。

(23) 動力契約

動力を使用するための需給契約をいいます。

(24) 需給契約者

当社と需給契約を締結している者をいいます。

(25) 供給開始日

需給契約に基づいて、需給契約者が小売電気事業者からの電気の供給を受け始めた日をいいます。

(26) 接続供給契約

小売電気事業者が、需給契約者に電気の供給を行うために必要な、小売電気事業者と当該電力会社との接続供給契約をいいます。

(27) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する当該電力会社の約款で、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号、その後の改正を含みます。）第 18 条第 1 項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

第4条（単位及び端数処理）

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約電力を算定した値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入までといたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第5条（実施細目）

この供給約款の実施に必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、当該電力会社が、お客さまとの協議が託送供給等約款の実施上必要であると判断した場合、お客さまは、当該電力会社と協議をしていただきます。

II 契約の申込み

第6条（需給契約の申込み）

1. 需給契約の申込みは、当社が定める申込書面により行う必要があります。この場合、当社は、その申込みを受け付けます。なお、お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置をお客さまにて講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置をお客さまにて講じていただきます。
2. お客さまには、申込みにあたり以下の事由について予め承諾いただいたものといたします。
 - (1) 当社が、この供給約款に定める内容。
 - (2) 供給地点が、電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島にないこと。
 - (3) 供給地点が第3条17号（当該電力会社）の供給区域に記載のない地域ではないこと。
 - (4) 動力契約の申込みではないこと。

第7条（需給契約の成立及び契約期間）

1. 需給契約は、必要事項が記載された第6条（需給契約の申込み）第1項の申込書面に、お客様にて署名、捺印いただいた時点にて、この供給約款の定めに従い、お客さまと当社の間で成立します。ただし、以下各号に定める事由が生じた場合、需給契約は当初にさかのぼってその効力を失うものとします。
 - (1) 当該需給契約に基づく、小売電気事業者からお客さまへの電気の供給を行うための託送供給契約の締結につき、当該電力会社からの承諾が得られないことが明らかとなった場合
 - (2) 小売電気事業者から需給契約の申込みの受付を中止するよう申し入れがされた場合
 - (3) 法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅している場合、他の需給契約の料金をに関して支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、経済的観点からの合理性等によってやむをえない場合。この場合、当社は、お客さまに対してその理由をお知らせしたうえで、需給契約の申込みの全部または一

部をお断りすることがあります。

- (4) 第6条第2項各号の事由に該当する場合
2. 契約期間は、次によります。
 - (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日（供給開始日）以降最初に訪れる3月の検針日の前日までといたします。
 - (2) 契約期間満了に先だつて需給契約の終了または変更の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後は1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社が需給契約者に通知する事項は、本号に基づき更新された契約期間のみといたします。

第8条（需要場所）

1. 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、次項及び第3項によります。なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出入りできない区域であつて、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
2. 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、次項によります。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者及び使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。
3. 構内または建物の特殊な場合には、次によります。
 - (1) 居住用の建物の場合
 - 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。
 - イ 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
 - ロ 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
 - ハ 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。
 - (2) 居住用以外の建物の場合
 - 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。
 - (3) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合
 - 1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(2)に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(1)に準ずるものといたします。
 - (4) その他
 - 1 構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所といたします。

第9条（需給契約の単位）

当社は、1供給地点特定番号について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

第10条（供給の開始）

1. 当社は、需給契約を締結しようとするときは、小売電気事業者

及び当該電力会社と協議のうえ供給開始日を定め、供給開始日から、需給契約に基づく小売電気事業者による電気の供給を開始いたします。

2. 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかとなった場合には、あらかじめ小売電気事業者及び当該電力会社と協議のうえ供給開始日を定めることといたします。

III 料金の算定及び支払

第11条（料金の適用開始の時期）

料金は、供給開始日から適用いたします。

第12条（料金の算定）

1. 基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金は別表1（契約種別ごとの料金単価）のとおりといたします。
2. 料金は、別表1（契約種別ごとの料金単価）によって算定された金額及び附則5（電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金））(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、附則4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整単価算出係数等）に定める基準燃料価格Xを下回る場合は、附則4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、附則4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整単価算出係数等）に定める基準燃料価格Xを上回る場合は、附則4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

第13条（料金の算定期間）

1. 料金の算定期間は、「1月」を単位として算定し、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
2. 当該電力会社が記録型計量器により計量する場合であらかじめ需給契約者に電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は、前項にかかわらず、料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。ただし、電気の供給を開始した月の料金の算定期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、需給契約が終了した月の料金の算定期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間とします。

第14条（使用電力量の計量）

1. 需給契約者が使用する電力量、最大需要電力及び力率は、当該電力会社によって設置された計量器により計量された値とし、電力量は原則30分毎に計測いたします。ただし、30分ごとに計量することができない計量器で計量するときの需給契約者が使用する電力量については、当該電力会社の託送供給等約款に規定するところによります。
2. 当該電力会社の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合、当該電力会社の託送供給等約款に基づき、当該電力会社と小売電気事業者による協議により決定した値とします。この場合、当社は小売電気事業者から報告を受けた後、速やかに協議により決定された値について、需給契約者に通知するものとします。

第15条 (料金の支払義務及び料金等の支払期日)

1. 需給契約者の料金の支払義務は、以下の日に発生いたします。
 - (1) 需給契約期間中は、検針日といたします。ただし、当社があらかじめ需給契約者に計量日をお知らせした場合は、計量日といたします。
 - (2) 需給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
2. 需給契約者の料金は、別表4(各種料金等の支払期日)にて当社が定める支払期日までに第16条(料金その他の支払方法)第1項により、支払っていただきます。
3. 需給契約者が第32条(工事費等の負担)に規定する場合その他需給契約者がこの供給約款に基づき支払うこととなる金銭の支払い債務(料金に係る債務を除き、以下「工事費等支払債務」といいます。)については、別途当社が定める支払期日までに第16条(料金その他の支払方法)第3項により、お支払いいただきます。

第16条 (料金その他の支払方法)

1. 料金については毎月、お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法に従って当社が指定した金融機関等を通じてお支払いいただきます。ただし、契約締結またはご指定の口座変更手続き直後の料金の支払いについては、金融機関等の口座確認等の進捗等により、当該手続前後に該当する数か月分の料金をまとめてお支払いいただく場合があります。
2. お客さまが料金を前項により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに、当社に対するお支払いがなされたものといたします。
3. 工事費等支払債務については、当社が指定した銀行口座への振り込みによりお支払いいただきます。この場合、当社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
4. 本条第1項または第3項に基づき料金または工事費等支払債務のお支払いがされなかった場合、別表5(当社が指定した方法でお支払いが出来ない場合の料金その他の支払方法)に定めるところに基づいてお支払いいただくことがあります。
5. 当社は、第1項及び前項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みによりお支払いいただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

なお、当社は、債権回収会社に対して料金その他お客さまがこの供給約款に基づく金銭の支払いに係る債権を譲渡し、または回収を委託することがあります。

第17条 (延滞利息)

1. 需給契約者が料金及び工事費等支払債務に関して支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。
2. 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から次の算式により算定された金額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。
$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times 8 / 108$$

第18条 (保証金)

1. 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - (1) 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - (2) 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - イ 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金に関して支払期日を経過してなお支払われなかった場合
 - ロ 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
2. 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
3. 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
4. 当社は、保証金について利息を付しません。
5. 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、第3項により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

IV 使用及び供給

第19条 (適正契約の保持)

小売電気事業者が、当該電力会社から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められたときは、需給契約者は、その求められた内容に従い、すみやかに需給契約を適正なものに変更していただきます。

第20条(力率の保持)

需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約の需給契約者については90パーセント以上、その他の需給契約者については85パーセント以上に保持していただきます。

第21条 (立ち入り業務への協力)

当社が本契約の遂行上、需給契約者の需要場所への立ち入りが必要と認める場合、及び当該電力会社が以下に掲げる業務を実施するため必要と認める場合、需給契約者の承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、需給契約者は当社及び当該電力会社の需要場所への立ち入りを承諾していただきますが、当該電力会社が立ち入る場合においては、当該電力会社に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

- (1) 供給地点に至るまでの当該電力会社の供給設備または計量器等需要場所内の当該電力会社の電気工作物の設計、施工(取付け及び取外しを含みます。)、改修または検査
- (2) 第25条(保安等に対する需給契約者の協力)によって必要となる需給契約者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要、需給契約者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または需給契約者の電気の使用用途の確認に関する業務
- (4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- (5) 第28条(供給の停止)、第40条(お申し出による契約の終了)、または第42条(当社からの解除等)により必要な処置に関する業務
- (6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当該電力会社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第22条（電気の使用に伴う需給契約者の協力）

需給契約者の電気の使用が、以下の原因等で他のお客さま（当社のお客さまに限られません。）の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該電力会社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、必要な調整装置または保護装置を需給契約者が需要場所に施設するものとし、とくに必要がある場合には、当該電力会社が需給契約者の負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合
- (5) その他、(1)から(4)に準ずる場合

第23条（施設場所の提供）

1. 需給契約者は、電気の供給の実施に伴い当該電力会社が施設または所有する供給設備の工事及び維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。
2. 需給契約者または当社が、当該電力会社から、以下の場合において、電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を求められた場合には、その場所を無償で提供していただきます。
 - (1) 需給契約者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の需給契約者を含みます。）のみのために需給契約者の土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
 - (2) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線及び計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）及び区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
 - (3) 給電指令上必要な通信設備等を設置する場合
 - (4) 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

第24条（需給契約者の電気工作物の使用）

需給契約者または当社が、当該電力会社から記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために需給契約者の電気工作物の使用を求められた場合には、当該電力会社が、その電気工作物を無償で使用することができるものといたします。

第25条（保安等に対する需給契約者の協力）

1. 需給契約者は以下の場合に、当社と当該電力会社にすみやかにその旨を通知していただきます。
 - (1) 需給契約者が、引込線、計量器等需給契約者の需要場所内の当該電力会社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - (2) 需給契約者が、需給契約者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該電力会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
2. 需給契約者が当該電力会社の供給設備に直接影響をおよぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該電力会社及び当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該電力会社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該電力会社及び当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときは、当該電力会社の求めに応じてその内容を変更していただきます。
3. 必要に応じて供給開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、需給契約者と当該電力会社とで協議していただきます。

第26条（調査及び調査に対する需給契約者の協力等）

1. 需給契約者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該電力会社、または当該電力会社から委託を受けた業務の全部もしくは一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査いたします。この場合、当該電力会社または登録調査機関は、必要があるときは、需給契約者からその承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、需給契約者は、当該電力会社または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
2. 需給契約者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社及び当該電力会社または登録調査機関に通知していただきます。

第27条（需要情報の通知）

当社は、小売電気事業者による供給計画作成のために、需給契約者に対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。この場合、需給契約者は、当社の求めに応じて、必要な情報を提供していただきます。

第28条（供給の停止）

1. 需給契約者が以下のいずれかに該当する場合には、当該電力会社により、電気の供給の停止が行われることがあります。
 - (1) 需給契約者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - (2) 需要場所内にある当該電力会社の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して当該電力会社に重大な損害を与えた場合
 - (3) 需要場所における当該電力会社の供給設備と需給契約者の電気設備との接続を行った場合
2. 需給契約者が以下のいずれかに該当し、当該電力会社から小売電気事業者がその旨の警告を受けた場合で、小売電気事業者が需給契約者に対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合は、当該電力会社により、電気の供給の停止が行われることがあります。
 - (1) 需給契約者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に当該電力会社の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (3) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - (4) 需給契約者が電気設備を当該電力会社の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたが、かつ、当該電力会社が定める系統連系技術要件を遵守して、当該電力会社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系しないこと、及び、第23条（施設場所の提供）に反して、当該電力会社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、需給契約者がこの供給約款において、当該電力会社の求めに応じることとされている事項について拒んだ場合
 - (5) 第25条（保安等に対する需給契約者の協力）によって必要となる措置を講じることができない場合
3. 以下のいずれかに該当するものとして、小売電気事業者が当該電力会社から適正契約への変更及び適正な使用状態への修正を求められ、当社が、需給契約者に対し、第19条（適正契約の保持）に基づく当該電力会社の求めに応じた適正契約への変更及び適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、需給契約者が、これに応じていただけないときは、当該電力会社により、電気の供給の停止が行われることがあります。

- (1) 契約電力をこえて接続供給を利用する場合
 - (2) 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合（接続供給契約の内容が、電灯または動力従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限り。）
4. 供給の停止が行われる場合には、需給契約者の電気設備において、当該電力会社による、供給の停止のための適当な処置が行われます。この場合には、当該電力会社の求めに応じて、需要契約者に必要な協力をしていただきます。

第29条（供給停止の解除）

1. 第28条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、需給契約者がその理由となった事実を解消したときには、当該電力会社により、すみやかに電気の供給が再開されます。
2. 第28条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合でも、当社は、当該停止期間に係る基本料金については全額申し受けます。

第30条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）

1. 以下の場合には、供給時間中に、当該電力会社により、電気の供給を中止し、または当該電力会社もしくは当社の要請に基づき需給契約者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - (1) 異常漏水等により電気の需給上やむをえない場合
 - (2) 小売電気事業者または当該電力会社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - (3) 小売電気事業者または当該電力会社の電気工作物の修繕、変更その他の工事でやむをえない場合
 - (4) 非常変災の場合
 - (5) その他保安上必要がある場合
2. 前項の場合には、当社または当該電力会社は、あらかじめその旨を広告その他によって需給契約者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第31条（制限または中止時の料金）

第30条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第1項によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合でも、当社は、当該期間に係る基本料金については全額申し受けます。

第32条（工事費等の負担）

1. 本契約に基づく供給開始に当たって、小売電気事業者が当該電力会社から需給契約者に供給するために必要な設備を小売電気事業者の負担で施設すること、またはその設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、需給契約者の負担で需給契約者にその施設を実施していただきます。
2. 需給契約者の都合による契約電力の変更により、小売電気事業者が当該電力会社から、需給契約者に供給するために必要な設備を小売電気事業者が施設すること、または小売電気事業者が当該電力会社から、当該工事費等の費用負担を求められた場合には、需給契約者の負担で需給契約者にその施設を実施していただきます。
3. 需給契約者が当該電力会社の設備にかかわる工事等を当該電力会社に対して希望する場合、その旨を当社に申し出ていただきます。当社は、小売電気事業者に対して当該需給契約者からの希望を伝えるものとし、それを受けた小売電気事業者は、当該需給契約者が希望する当該電力会社の設備にかかわる工事等を当該電力会社に依頼し、小売電気事業者が当該電力会社からその工事費等の費用負担を求められた場合には、需給契約者にその工事費等を負担していただきます。
4. 需給契約者都合により一旦契約電力を変更した上で、更に需給契約者の都合により中途で当該契約変更を解約し、または更に

変更した当該契約電力を途中で再度変更（元の条件に戻す場合を含みます。）した結果、小売電気事業者が当該電力会社から、変更に伴い新たに施設した供給設備を当社が施設すること、または変更にもない新たに施設した供給設備にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、需給契約者の負担で需給契約者にその施設を実施していただきます。

5. その他需給契約者の都合に基づく事情により、小売電気事業者が当該電力会社から、需給契約者に供給するために必要な設備を小売電気事業者が施設すること、または小売電気事業者が当該電力会社から工事費等の費用負担を求められた場合には、需給契約者の負担で需給契約者にその施設を実施していただきます。
6. 第1項、第2項、第4項及び第5項に基づき需給契約者に施設いただいた設備について、当該電力会社は無償で使用することができるものとします。

第33条（検査または工事の委託）

1. 需給契約者は、保安上必要な電気工作物の検査を希望される場合、当該電力会社に申し込むことができます。この場合、当該電力会社の求めに応じて、検査料として実費をお支払いいただきます。
2. 需給契約者は、保安上必要な電気工作物の工事を希望される場合、当該電力会社に申し込むことができます。当該電力会社が当該工事を受託したときは、当該電力会社の求めに応じて、当該工事ににかかわる費用をお支払いいただきます。

第34条（損害賠償の免責）

1. 第30条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第1項によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社及び小売電気事業者の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、需給契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
2. 第28条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または第42条（当社からの解除等）によって需給契約を解除した場合には、当社は、需給契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
3. 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社及び小売電気事業者の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、需給契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

第35条（不可抗力）

1. 需給契約者及び当社は以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないこととします。
 - (1) 地震等の天災地変が起きた場合
 - (2) 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合
2. 前項で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、第40条（お申し出による需給契約の終了）または第42条（当社からの解除等）にかかわらず、需給契約者または当社は本契約の一部または全部を、相手方に通知することにより解約することができます。また、解約に伴う損害は需給契約者、当社共に賠償責任を負わないこととします。

第36条（違約金）

1. 需給契約者が次のいずれかに該当し、そのために小売電気事業者が申し受ける料金の全部または一部の支払いを免れた場合、その免れた金額の3倍に相当する金額を、当社にお支払いいただく場合があります。
 - (1) 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用された場合

- (2) 電気工作物の改変等によって不正に当該電力会社の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (3) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
2. 前項の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
 3. 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当該電力会社により決定された期間といたします。

第37条 (設備の賠償)

1. 需要場所内の当該電力会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したとして、当該電力会社から小売電気事業者に次の金額の賠償を求められた場合、それが需給契約者の故意または過失による場合、当社の求めに応じて、速やかにその求められた賠償額をお支払いいただきます。
 - (1) 修理可能の場合
修理費
 - (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

V 契約の変更及び終了

第38条 (需給契約の変更)

1. 需給契約者が電気の需給契約の変更を希望される場合は、II 契約の申込みに定める、新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
2. 本契約締結日以降、供給開始日もしくは契約電流または契約容量増加日から1年未満の期間内には原則として契約電流及び契約容量を減少できません。また、需給契約者が契約電流または契約容量を超過して電気を使用された場合、当社は翌月からの契約電流または契約容量を当該最大需要電力に変更できるものとします。
3. 需給契約者が契約電流、契約容量の増加もしくは減少を希望する場合には、あらかじめ当社にその旨を通知し、当社の了承を得ていただきます。
4. 契約電流または契約容量の変更は、原則として月単位で実施いたします。
5. お客さまが需要場所における契約主開閉器または負荷設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

第39条 (名義の変更)

合併、相続その他の原因によって、新たな需給契約者が、それまで電気の供給を受けていた需給契約者の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が適当と判断した方法により申し出ていただきます。

第40条 (お申し出による需給契約の終了)

1. 需給契約者が需給契約を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて当社に通知していただくものと、当社は、かかる通知を受けた場合、速やかに小売電気事業者に連絡するものとします。この場合、当社から連絡を受けた小売電気事業者及び小売電気事業者から連絡を受けた当該電力会社は、原則として、需給契約者から通知された終了期日に、電気の供給を終了させるための適当な処置を行いません。また、需給契約者が小売電気事業者以外の事業者から電気の供給を受けることを理由として需給契約を終了しようとする場合は、当社は小売電気事業者及び電力広域的運営推進機関を通じて

その終了期日の通知を受けるものとします。この場合、小売電気事業者及び当該電力会社は、原則として、電力広域的運営推進機関を通じて通知された終了期日に、電気の供給を終了させるための適当な処置を行いません。これらの場合、需給契約者は、電気の供給を終了させるための処置につき、必要に応じて当社、小売電気事業者または当該電力会社に協力していただきます。

2. 前項にもとづく需給契約の終了は、次の各号に規定する場合を除き、前項に従い当社が需給契約者からまたは電力広域的運営推進機関を通じて通知を受けた終了期日に、その効力が生じるものといたします。
 - (1) 前項に基づく需給契約の終了が引越越しなどにより需給契約者がその需要場所での電気の供給を受けないことを理由とする場合で、当社が需給契約者の終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が終了したものといたします。
 - (2) 当社が需給契約者の終了通知を終了期日前に受けた場合であっても、当社及び需給契約者の責めとならない理由により、終了期日までに、当該電力会社に対して通知することができない場合は、当該電力会社に対して通知した日に需給契約が終了するものといたします。
 - (3) 当社及び小売電気事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により電気の供給を終了させるための処置ができない場合は、電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に需給契約が終了するものといたします。

第41条 (需給開始後の需給契約の終了または変更にもなう料金等の精算)

需給契約者が、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を終了しようとし、または契約電流もしくは契約容量を減少しようとする場合、需給契約者は、以下の各号に規定する方法により算出された額を需給契約の終了または変更の日にお支払いいただく場合があります。ただし、当該電力会社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 需給契約の終了の場合
供給開始日または契約電流もしくは契約容量増加日から需給契約終了の日までの期間を対象に、終了した需給契約の契約電流もしくは契約容量分に料金単価を1.1倍したものをさかのぼって適用して算出した額と、当該期間において使用が1年未満となる契約電流もしくは契約容量の減少分につき需給契約者が当社にお支払いいただきました金額及びお支払いいただくべき金額の総額との差額。この場合、算定に用いる使用電力量は、使用が1年未満となる契約電流もしくは契約容量の減少分とそれ以外の部分との比で按分した値といたします。
- (2) 需給契約の変更の場合
供給開始日または契約電流もしくは契約容量増加日から需給契約変更の日の前日までの期間を対象に、当該減少される契約電流もしくは契約容量分に料金単価を1.1倍したものを適用して算出した額と、当該期間において使用が1年未満となる契約電流もしくは契約容量の減少分につき需給契約者から当社にお支払いいただきました金額及びお支払いいただくべき金額の総額との差額。この場合、算定に用いる使用電力量は、使用が1年未満となる契約電流もしくは契約容量の減少分とそれ以外の部分との比で按分した値といたします。

第42条（当社からの解除等）

1. 第28条（供給の停止）によって電気の供給を停止された需給契約者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解除することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
2. 需給契約者が、第40条（お申し出による需給契約の終了）第1項による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
3. 需給契約者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、その需給契約者との間の需給契約を解除することができます。なお、この場合には、需給契約を解除する15日前までに解除日を明示し、需給契約者に対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、②需給契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給（一般送配電事業者による最終保障供給（経過措置期間中はみなし小売電気事業者による特定小売供給）をいいます。）を受ける方法があることを説明いたします。
 - (1) 需給契約者が支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合
 - (2) 需給契約者が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の支払期日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合
 - (3) その他この供給約款によって負う義務を履行しない場合

第43条（需給契約解約後の債権債務関係）

需給契約に基づいて生じる電気料金その他の債権債務は、需給契約の解約によっては消滅しません。なお、これには支払義務発生日の到来していないものも含まれます。

第44条（当社と小売電気事業者との契約終了に伴う契約変更）

当社と小売電気事業者の取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、何らの行為を要することなく、ただちに、本契約に関する需給契約者の契約の相手方が当社から小売電気事業者に変更となります。この場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまに書面（電子メール、ウェブサイトのページ、CD-ROM等の記録媒体による方法を含みます。以下この（当社と小売電気事業者との契約終了に伴う契約変更）において同様とします。）により通知するものとし、この変更が生じた後、遅滞なく小売電気事業者はその旨をお客さまに書面により通知するものとします。なお、原則として変更後の供給条件は変更前の供給条件と同等といたします。

VI その他

第45条（プライバシーポリシー）

当社は、別途個人情報の取り扱いに関する方針を定め、その定めるところにより、個人情報を取り扱います。

第46条（信用情報の共有）

需給契約者が第42条（当社からの解除等）第3項(1)または(2)に該当する場合には、需給契約者の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

第47条（消費税法改正の場合の取扱い）

消費税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法に則り電気料金を計算の上、お客さまから申し受けます。この場合、消費税等相当額及び消費税率も改正消費税法によるものとします。

第48条（管轄裁判所）

本契約にかかわる訴訟については、大阪地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

第49条（暴力団排除に関する条項）

1. お客さま及び当社は、需給契約締結時及び将来にわたり、需給場所の属する地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。
2. お客さま及び当社は、現在及び将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）及び次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配し、または実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (2) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
3. お客さま及び当社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他、上記に準ずる行為

附則

1. 実施期日

この供給約款は、令和年10月1日から実施いたします。

2. 供給する電源構成及びその情報の公開

- (1) 小売電気事業者は下記を前提に、需給契約者に対して電気を供給いたします。
 - ・昼間（標準時間における8:00～16:00をさします）において供給する電気は、FIT電気（太陽光）を優先的に供給すること。
- (2) 小売電気事業者が需給契約者に対して供給する電気に関する電源構成は、小売電気事業者から当社が提供を受けた情報に基づいて、インターネットの利用その他の当社が適切と判断した方法にて、需給契約者へ公表いたします。

3. 標準周波数についての特別措置

- (1) この供給約款実施の際、現に次の区域内において標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。
 - a 新潟県佐渡市、妙高市及び糸魚川市ならびに群馬県の一部
- (2) この供給約款実施の際、現に次の区域内において標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。
 - a 長野県の一部

4. 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α , β , γ = 別表3（燃料費調整単価算出係数等）に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、基準燃料価格Xは別表3（燃料費調整単価算出係数等）に定めるものとします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格X円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格がX円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に対し、次のとおり適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

- (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表3（燃料費調整単価算出係数等）に定めるものとします。

5. 電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）及び回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ 再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記へにかかわらず、上記へによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

6. 料金の算定（九州電力株式会社管内）

- (1) 本則第12条の規定にかかわらず、九州電力株式会社管内については、料金は、基本料金、電力量料金および附則5（電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金））
- (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、附則4（燃料費調整）
- (1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整単価算出係数等）に定める基準燃料価格Xを下回る場合は、附則4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、附則4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整単価算出係数等）に定める基準燃料価格Xを上回る場合は、附則4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。また、電力量料金は、附則7（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が離島基準燃料価格Xを下回る場合は、附則7（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、附則7（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が離島基準燃料価格Xを上回る場合は、附則7（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。なお、当社は、燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額を合計したものを燃料費等調整額として計算いたします。
- (2) 前項の基本料金および電力量料金の単価は、別表1（契約種別ごとの条件）に定める契約種別ごとの料金単価によるものといたします。

7. 離島ユニバーサルサービス調整

- (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 別表6（離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等）に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。基準燃料価格Xは別表6（離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等）に定めるものとします。

- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格X円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (X - \text{離島平均燃料価格}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

- (ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格がX円を上回る場合
 $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - X) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に対し、次のとおり適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表6（離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等）に定めるものとします。

別表 1 契約種別ごとの料金単価

1. 契約種別

供給区域ごとの契約種別は、次のとおりといたします。

供給区域	契約種別
北海道電力株式会社管内	標準プラン（北海道）
	たっぷりプラン（北海道）
東北電力株式会社管内	標準プラン（東北）
	たっぷりプラン（東北）
東京電力パワーグリッド株式会社管内	標準プラン（東京）
	たっぷりプラン（東京）
中部電力株式会社管内	標準プラン（中部）
	たっぷりプラン（中部）
北陸電力株式会社管内	標準プラン（北陸）
	たっぷりプラン（北陸）
関西電力株式会社管内	標準プラン（関西）
	たっぷりプラン（関西）
中国電力株式会社管内	標準プラン（中国）
	たっぷりプラン（中国）
四国電力株式会社管内	標準プラン（四国）
	たっぷりプラン（四国）
九州電力株式会社管内	標準プラン（九州）
	たっぷりプラン（九州）

2. 北海道電力株式会社管内

(1) 標準プラン（北海道）

イ 基本料金

基本料金は 1 月につき次のとおりといたします。ただし、基本料金の日割計算は行わず、以下の算定方法に基づき計算を行います。

- ・検針期間の途中から供給を開始する場合、初月の基本料金は生じません。
- ・契約種別や契約電流を変更する場合、変更後最初に訪れる検針日より変更後の基本料金を適用いたします。
- ・需給契約を終了する場合、最終月の基本料金は当該月の検針期間の長短に関わらず全額申し受けます。
- ・また、電気使用量の実績が無い月の基本料金は半額といたします。

	税込額
契約電流 10 アンペア	341 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	511 円 50 銭
契約電流 20 アンペア	682 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,023 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,364 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,705 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,046 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税込額
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 97 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 26 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 98 銭

ハ 最低月額料金

イ及びロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額及び附則 2（電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金））(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税込額
1 契約につき	250 円 80 銭

(2) たっぷりプラン（北海道）

イ 基本料金

基本料金は 1 月につき次のとおりといたします。ただし、基本料金の日割計算は行わず、以下の算定方法に基づき計算を行います。

- ・検針期間の途中から供給を開始する場合、初月の基本料金は生じません。
- ・契約種別や契約容量を変更する場合、変更後最初に訪れる検針日より変更後の基本料金を適用いたします。
- ・需給契約を終了する場合、最終月の基本料金は当該月の検針期間の長短に関わらず全額申し受けます。
- ・また、電気使用量の実績が無い月の基本料金は半額といたします。

	税込額
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	341 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税込額
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 97 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 26 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 98 銭

3. 東北電力株式会社管内

(1) 標準プラン（東北）

イ 基本料金

基本料金は 1 月につき次のとおりといたします。ただし、基本料金の日割計算は行わず、以下の算定方法に基づき計算を行います。

- ・検針期間の途中から供給を開始する場合、初月の基本料金は生じません。
- ・契約種別や契約電流を変更する場合、変更後最初に訪れる検針日より変更後の基本料金を適用いたします。
- ・需給契約を終了する場合、最終月の基本料金は当該月の検針期間の長短に関わらず全額申し受けます。
- ・また、電気使用量の実績が無い月の基本料金は半額といたします。

	税込額
契約電流 10 アンペア	330 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	495 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	660 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	990 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,320 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,650 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,980 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税込額
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 65 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 40 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 35 銭

ハ 最低月額料金

イ及びロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額及び附則 2（電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金））(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計

といたします。

	税込額
1 契約につき	261 円 80 銭

(2) たっぷりプラン（東北）

イ 基本料金

基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、基本料金の日割計算は行わず、以下の算定方法に基づき計算を行います。

- ・検針期間の途中から供給を開始する場合、初月の基本料金は生じません。
- ・契約種別や契約容量を変更する場合、変更後最初に訪れる検針日より変更後の基本料金を適用いたします。
- ・需給契約を終了する場合、最終月の基本料金は当該月の検針期間の長短に関わらず全額申し受けます。
- ・また、電気使用量の実績が無い月の基本料金は半額といたします。

	税込額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	330 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税込額
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 65 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 40 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29 円 35 銭

4. 東京電力パワーグリッド株式会社管内

(1) 標準プラン（東京）

イ 基本料金

基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、基本料金の日割計算は行わず、以下の算定方法に基づき計算を行います。

- ・検針期間の途中から供給を開始する場合、初月の基本料金は生じません。
- ・契約種別や契約電流を変更する場合、変更後最初に訪れる検針日より変更後の基本料金を適用いたします。
- ・需給契約を終了する場合、最終月の基本料金は当該月の検針期間の長短に関わらず全額申し受けます。
- ・また、電気使用量の実績が無い月の基本料金は半額といたします。

	税込額
契約電流10アンペア	286 円 00 銭
契約電流15アンペア	429 円 00 銭
契約電流20アンペア	572 円 00 銭
契約電流30アンペア	858 円 00 銭
契約電流40アンペア	1,144 円 00 銭
契約電流50アンペア	1,430 円 00 銭
契約電流60アンペア	1,716 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税込額
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 91 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26 円 51 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30 円 61 銭

ハ 最低月額料金

イ及びロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額及び附則2（電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金））

(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税込額
1 契約につき	235 円 84 銭

(2) たっぷりプラン（東京）

イ 基本料金

基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、基本料金の日割計算は行わず、以下の算定方法に基づき計算を行います。

- ・検針期間の途中から供給を開始する場合、初月の基本料金は生じません。
- ・契約種別や契約容量を変更する場合、変更後最初に訪れる検針日より変更後の基本料金を適用いたします。
- ・需給契約を終了する場合、最終月の基本料金は当該月の検針期間の長短に関わらず全額申し受けます。
- ・また、電気使用量の実績が無い月の基本料金は半額といたします。

	税込額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税込額
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 91 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26 円 51 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30 円 61 銭

5. 中部電力株式会社管内

(1) 標準プラン（中部）

イ 基本料金

基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、基本料金の日割計算は行わず、以下の算定方法に基づき計算を行います。

- ・検針期間の途中から供給を開始する場合、初月の基本料金は生じません。
- ・契約種別や契約電流を変更する場合、変更後最初に訪れる検針日より変更後の基本料金を適用いたします。
- ・需給契約を終了する場合、最終月の基本料金は当該月の検針期間の長短に関わらず全額申し受けます。
- ・また、電気使用量の実績が無い月の基本料金は半額といたします。

	税込額
契約電流10アンペア	286 円 00 銭
契約電流15アンペア	429 円 00 銭
契約電流20アンペア	572 円 00 銭
契約電流30アンペア	858 円 00 銭
契約電流40アンペア	1,144 円 00 銭
契約電流50アンペア	1,430 円 00 銭
契約電流60アンペア	1,716 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税込額
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 04 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 51 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 46 銭

ハ 最低月額料金

イ及びロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額及び附則2（電

電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）
 (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計
 といたします。

	税込額
1 契約につき	258 円 24 銭

(2) たっぷりプラン（中部）

イ 基本料金

基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、基本料金の日割計算は行わず、以下の算定方法に基づき計算を行います。

- ・検針期間の途中から供給を開始する場合、初月の基本料金は生じません。
- ・契約種別や契約容量を変更する場合、変更後最初に訪れる検針日より変更後の基本料金を適用いたします。
- ・需給契約を終了する場合、最終月の基本料金は当該月の検針期間の長短に関わらず全額申し受けます。
- ・また、電気使用量の実績が無い月の基本料金は半額といたします。

	税込額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税込額
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 04 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 51 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 46 銭

6. 北陸電力株式会社管内

(1) 標準プラン（北陸）

イ 基本料金

基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、基本料金の日割計算は行わず、以下の算定方法に基づき計算を行います。

- ・検針期間の途中から供給を開始する場合、初月の基本料金は生じません。
- ・契約種別や契約電流を変更する場合、変更後最初に訪れる検針日より変更後の基本料金を適用いたします。
- ・需給契約を終了する場合、最終月の基本料金は当該月の検針期間の長短に関わらず全額申し受けます。
- ・また、電気使用量の実績が無い月の基本料金は半額といたします。

	税込額
契約電流10アンペア	242 円 00 銭
契約電流15アンペア	363 円 00 銭
契約電流20アンペア	484 円 00 銭
契約電流30アンペア	726 円 00 銭
契約電流40アンペア	968 円 00 銭
契約電流50アンペア	1,210 円 00 銭
契約電流60アンペア	1,452 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税込額
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 84 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 73 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23 円 44 銭

ハ 最低月額料金

イ及びロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次

の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額及び附則2（電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）
 (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計
 といたします。

	税込額
1 契約につき	181 円 30 銭

(2) たっぷりプラン（北陸）

イ 基本料金

基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、基本料金の日割計算は行わず、以下の算定方法に基づき計算を行います。

- ・検針期間の途中から供給を開始する場合、初月の基本料金は生じません。
- ・契約種別や契約容量を変更する場合、変更後最初に訪れる検針日より変更後の基本料金を適用いたします。
- ・需給契約を終了する場合、最終月の基本料金は当該月の検針期間の長短に関わらず全額申し受けます。
- ・また、電気使用量の実績が無い月の基本料金は半額といたします。

	税込額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	242 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税込額
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 84 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 73 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23 円 44 銭

7. 関西電力株式会社管内

(1) 標準プラン（関西）

イ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税込額	
最低料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで	341 円 01 銭
	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 37 銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 77 銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 76 銭

(2) たっぷりプラン（関西）

イ 基本料金

基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、基本料金の日割計算は行わず、以下の算定方法に基づき計算を行います。

- ・検針期間の途中から供給を開始する場合、初月の基本料金は生じません。
- ・契約種別や契約電流を変更する場合、変更後最初に訪れる検針日より変更後の基本料金を適用いたします。
- ・需給契約を終了する場合、最終月の基本料金は当該月の検針期間の長短に関わらず全額申し受けます。
- ・また、電気使用量の実績が無い月の基本料金は半額といたします。

	税込額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	396 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税込額
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 97 銭

120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円18銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円69銭

8. 中国電力株式会社管内

(1) 標準プラン（中国）

電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税込額
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	336円87銭
	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円76銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	27円44銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円56銭

(2) たっぷりプラン（中国）

イ 基本料金

基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、基本料金の日割計算は行わず、以下の算定方法に基づき計算を行います。

- ・検針期間の途中から供給を開始する場合、初月の基本料金は生じません。
- ・契約種別や契約容量を変更する場合、変更後最初に訪れる検針日より変更後の基本料金を適用いたします。
- ・需給契約を終了する場合、最終月の基本料金は当該月の検針期間の長短に関わらず全額申し受けます。
- ・また、電気使用量の実績が無い月の基本料金は半額といたします。

		税込額
契約容量1キロボルトアンペアにつき		407円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税込額
	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円07銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円16銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円03銭

9. 四国電力株式会社管内

(1) 標準プラン（四国）

電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税込額
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	411円40銭
	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円57銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	27円19銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円70銭

(2) たっぷりプラン（四国）

イ 基本料金

基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、基本料金の日割計算は行わず、以下の算定方法に基づき計算を行います。

- ・検針期間の途中から供給を開始する場合、初月の基本料金は生じません。
- ・契約種別や契約容量を変更する場合、変更後最初に訪れる検針日

より変更後の基本料金を適用いたします。

・需給契約を終了する場合、最終月の基本料金は当該月の検針期間の長短に関わらず全額申し受けます。

・また、電気使用量の実績が無い月の基本料金は半額といたします。

		税込額
契約容量1キロボルトアンペアにつき		374円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税込額
	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円17銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円70銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円62銭

10. 九州電力株式会社管内

(1) 標準プラン（九州）

イ 基本料金

基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、基本料金の日割計算は行わず、以下の算定方法に基づき計算を行います。

- ・検針期間の途中から供給を開始する場合、初月の基本料金は生じません。
- ・契約種別や契約電流を変更する場合、変更後最初に訪れる検針日より変更後の基本料金を適用いたします。
- ・需給契約を終了する場合、最終月の基本料金は当該月の検針期間の長短に関わらず全額申し受けます。
- ・また、電気使用量の実績が無い月の基本料金は半額といたします。

		税込額
契約電流10アンペア		297円00銭
契約電流15アンペア		445円50銭
契約電流20アンペア		594円00銭
契約電流30アンペア		891円00銭
契約電流40アンペア		1,188円00銭
契約電流50アンペア		1,485円00銭
契約電流60アンペア		1,782円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税込額
	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円52銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円12銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円11銭

ハ 最低月額料金

イ及びロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額及び附則2（電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金））(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

		税込額
1契約につき		314円78銭

(2) たっぷりプラン（九州）

イ 基本料金

基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、基本料金の日割計算は行わず、以下の算定方法に基づき計算を行います。

- ・検針期間の途中から供給を開始する場合、初月の基本料金は生じません。

- ・契約種別や契約容量を変更する場合、変更後最初に訪れる検針日より変更後の基本料金を適用いたします。
- ・需給契約を終了する場合、最終月の基本料金は当該月の検針期間の長短に関わらず全額申し受けます。
- ・また、電気使用量の実績が無い月の基本料金は半額といたします。

	税込額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	297円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税込額
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円52銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円12銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円11銭

別表2 契約種別ごとの条件

1. 契約種別ごとの条件

- (1) 標準プラン（北海道電力株式会社管内、東北電力株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内、中部電力株式会社管内、北陸電力株式会社管内、九州電力管内）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ) 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- (イ) 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
- (ロ) 周波数は、以下のとおりといたします。
標準周波数 50ヘルツ：北海道電力株式会社管内、東北電力株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内標準周波数 60ヘルツ：中部電力株式会社管内、北陸電力株式会社管内、九州株式会社管内

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 契約電流に応じて、当該電力会社の電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

- (2) 標準プラン（関西電力株式会社管内、中国電力株式会社管内、四国電力株式会社管内）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること
- (ロ) 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、小売電気事業者及び当該電力会社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ(ロ)の最大需要容量と契約電

力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧及び周波数

(イ) 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、または交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(ロ) 周波数は、以下のとおりといたします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(3) たっぷりプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社及び当該電力会社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは（イ）に該当し、かつ（ロ）の使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧及び周波数

(イ) 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(ロ) 周波数は、以下のとおりといたします。

標準周波数 50 ヘルツ：北海道電力株式会社管内、東北電力株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内

標準周波数 60 ヘルツ：中部電力株式会社管内、北陸電力株式会社管内、関西電力株式会社管内、中国電力株式会社管内、四国電力株式会社管内、九州株式会社管内、

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに 2. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、3. 契約負荷設備の総容量の算定によって総容量を定め

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
--------------------	----------

次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、4. 契約容量の算定方法により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

2. 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハ及びニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200 パーセント	

ロ ネオン管灯

	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕)は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換算容量		入力(ワット) × 133.0 パーセント
	入力(ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換算容量(入力〔キロワット〕)
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型及び 移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトビーク)	管電流 (短時間定格電流) (リアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次最大 入力(キロボルトアン ペア)の値といた します。
診察用装置	95 キロボルトビーク 以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトビーク 超過 100 キロボルト ビーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトビーク 超過 125 キロボルト ビーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16

	125 キロボルトビーク 超過 150 キロボルト ビーク以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

入力(キロワット) = 最大定格 1 次入力(キロボルトアンペア) × 70 パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット) = 実測した 1 次入力(キロボルトアンペア) × 70 パーセント

(5) その他

イ (1), (2), (3)及び(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

3. 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 北海道電力株式会社管内、東北電力株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内、中部電力株式会社管内、北陸電力株式会社管内の場合

イ 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(イ) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。
この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(ロ) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の
数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

a 住宅、アパート、寮、病院、学校及び寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

b a 以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

ロ 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

(2) 関西電力株式会社管内の場合

イ 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(イ) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。
この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(ロ) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の
数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

a 住宅、アパート、寮、病院、学校及び寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

b a 以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

ロ イにより、契約負荷設備の総容量を算定することが不適当と認められる場合は、以下の表による負荷設備容量に単体 500 ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものといたします。この場合、多灯式けい光灯は、管数にかかわらず 1 灯とし、コンセント、分岐ソケット及びテーブルタップは、差込口の数を取付灯数に算入いたします。ただし、寮、アパート等は、建物構造を参考に協議決定いたします。

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営業用		住宅用	営業用		住宅用	営業用		住宅用	営業用
以下 10	1.4	1.7	42	4.2	4.7	74	5.3	6.2	106	6.4	7.6
12	1.7	2.0	44	4.3	4.8	76	5.4	6.3	108	6.5	7.7
14	2.1	2.4	46	4.3	4.9	78	5.5	6.3	110	6.6	7.8
16	2.5	2.8	48	4.4	5.0	80	5.5	6.4	112	6.6	7.9
18	2.7	3.0	50	4.5	5.1	82	5.6	6.5	114	6.7	8.0
20	3.0	3.2	52	4.6	5.2	84	5.7	6.6	116	6.8	8.1
22	3.1	3.3	54	4.6	5.3	86	5.7	6.7	118	6.9	8.2
24	3.2	3.5	56	4.7	5.3	88	5.8	6.8	120	6.9	8.3
26	3.3	3.6	58	4.8	5.4	90	5.9	6.9	122	7.0	8.4
28	3.4	3.7	60	4.8	5.5	92	5.9	7.0	124	7.1	8.5
30	3.5	3.9	62	4.9	5.6	94	6.0	7.1	126	7.1	8.5
32	3.6	4.0	64	5.0	5.7	96	6.1	7.2	128	7.2	8.6
34	3.8	4.2	66	5.0	5.8	98	6.2	7.3	130	7.3	8.7
36	3.9	4.3	68	5.1	5.9	100	6.2	7.4	132	7.3	8.8
38	4.0	4.5	70	5.2	6.0	102	6.3	7.4	134	7.4	8.9
40	4.1	4.6	72	5.3	6.1	104	6.4	7.5	136	7.5	9.0

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営業用		住宅用	営業用		住宅用	営業用		住宅用	営業用
138	7.5	9.1	178	8.9	10.9	218	10.3	12.7	258	11.7	14.6
140	7.6	9.2	180	9.0	11.0	220	10.4	12.8	260	11.8	14.7
142	7.7	9.3	182	9.1	11.1	222	10.5	12.9	262	11.9	14.8
144	7.8	9.4	184	9.1	11.2	224	10.5	13.0	264	11.9	14.8
146	7.8	9.5	186	9.2	11.3	226	10.6	13.1	266	12.0	14.9
148	7.9	9.5	188	9.3	11.4	228	10.7	13.2	268	12.1	15.0
150	8.0	9.6	190	9.4	11.5	230	10.8	13.3	270	12.1	15.1
152	8.0	9.7	192	9.4	11.6	232	10.8	13.4	272	12.2	15.2
154	8.1	9.8	194	9.5	11.6	234	10.9	13.5	274	12.3	15.3
156	8.2	9.9	196	9.6	11.7	236	11.0	13.6	276	12.4	15.4
158	8.2	10.0	198	9.6	11.8	238	11.0	13.7	278	12.4	15.5
160	8.3	10.1	200	9.7	11.9	240	11.1	13.7	280	12.5	15.6
162	8.4	10.2	202	9.8	12.0	242	11.2	13.8	282	12.6	15.7
164	8.5	10.3	204	9.8	12.1	244	11.2	13.9	284	12.6	15.8
166	8.5	10.4	206	9.9	12.2	246	11.3	14.0	286	12.7	15.8
168	8.6	10.5	208	10.0	12.3	248	11.4	14.1	288	12.8	15.9
170	8.7	10.6	210	10.0	12.4	250	11.4	14.2	290	12.8	16.0
172	8.7	10.6	212	10.1	12.5	252	11.5	14.3	292	12.9	16.1
174	8.8	10.7	214	10.2	12.6	254	11.6	14.4	294	13.0	16.2
176	8.9	10.8	216	10.3	12.7	256	11.7	14.5	296	13.1	16.3

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営業用		住宅用	営業用		住宅用	営業用		住宅用	営業用
298	13.1	16.4	324	14.0	17.6	350	14.9	18.8	376	15.8	20.0
300	13.2	16.5	326	14.1	17.7	352	15.0	18.9	378	15.9	20.0
302	13.3	16.6	328	14.2	17.8	354	15.1	19.0	380	16.0	20.1
304	13.3	16.7	330	14.2	17.9	356	15.1	19.0	382	16.0	20.2
306	13.4	16.8	332	14.3	17.9	358	15.2	19.1	384	16.1	20.3
308	13.5	16.9	334	14.4	18.0	360	15.3	19.2	386	16.2	20.4
310	13.5	16.9	336	14.4	18.1	362	15.3	19.3	388	16.3	20.5
312	13.6	17.0	338	14.5	18.2	364	15.4	19.4	390	16.3	20.6
314	13.7	17.1	340	14.6	18.3	366	15.5	19.5	392	16.4	20.7
316	13.7	17.2	342	14.7	18.4	368	15.6	19.6	394	16.5	20.8
318	13.8	17.3	344	14.7	18.5	370	15.6	19.7	396	16.5	20.9
320	13.9	17.4	346	14.8	18.6	372	15.7	19.8	398	16.6	21.0
322	14.0	17.5	348	14.9	18.7	374	15.8	19.9	400	16.7	21.1
298	13.1	16.4	324	14.0	17.6	350	14.9	18.8	376	15.8	20.0
300	13.2	16.5	326	14.1	17.7	352	15.0	18.9	378	15.9	20.0
302	13.3	16.6	328	14.2	17.8	354	15.1	19.0	380	16.0	20.1

(3) 中国電力株式会社管内の場合

イ 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(イ) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(ロ) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

c 住宅、アパート、寮、病院、学校及び寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

d a 以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

ロ 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、(1)ロに準じて算定いたします。

(4) 四国電力株式会社管内、九州電力株式会社管内の場合

イ 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(イ) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(ロ) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

a 住宅、アパート、寮、病院、学校及び寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

b a 以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

4. 契約容量の算定方法

1. 契約種別ごとの条件 (3)たつぷりプラン ニ(ロ)の場合の契約容量は、次により算定いたします。

イ 供給電気方式及び供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトの場合
 契約主開閉器の定格電流(A)×電圧(V)×1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

ロ 供給電気方式及び供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732×1/1,000

別表 3 燃料費調整単価算出係数等

提供区域	北海道電力管内	東北電力管内	東京電力管内	中部電力管内	北陸電力管内	九州電力管内	
係数	α	0.4699	0.1152	0.1970	0.0275	0.2303	0.0053
	β	0.7879	0.2714	0.4435	0.4792	1.1441	0.1861
	γ	—	0.7386	0.2512	0.4275	—	1.0757
基準燃料価格	X	37,200 円	31,400 円	44,200 円	45,900 円	21,900 円	27,400 円
基準単価 (1 キロワット時につき)		19 銭 7 厘	22 銭 1 厘	23 銭 2 厘	23 銭 3 厘	16 銭 1 厘	13 銭 6 厘

提供区域		関西電力管内	中国電力管内	
係数	α	0.0140	0.1543	
	β	0.3483	0.1322	
	γ	0.7227	0.9761	
基準燃料価格		X	27,100 円	26,000 円
基準価格	標準プランの場合			
	最低料金	1 契約につき 最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘	3 円 68 銭 0 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘	24 銭 5 厘
	たっぷりプランの場合			
	1 キロワットにつき		16 銭 5 厘	24 銭 5 厘

提供区域		四国電力管内	
係数	α	0.2104	
	β	0.0541	
	γ	1.0588	
基準燃料価格		X	26,000
基準価格	標準プランの場合		
	最低料金	1 契約につき 最初の 11 キロワット時まで	2 円 15 銭 4 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	19 銭 6 厘
	たっぷりプランの場合		
	1 キロワットにつき		19 銭 6 厘

※上記単価は消費税等相当額を含みます。

別表4 各種料金等の支払期日

第15条第2項に定める支払期日は以下のとおりとなります。

- (1) 需給契約期間中は、第15条第1項第1号に定める支払義務が発生した日の翌月27日を支払期日といたします。ただし、当該日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日を支払期日といたします。また、契約締結またはご指定の口座変更手続き直後の料金支払いについては、金融機関等の口座確認等の進捗により、第15条第1項第1号に定める支払義務が発生した日の翌々月27日にお支払いいただく場合があります。
- (2) 需給契約が終了した場合は、第15条第2項第2号に定める支払義務が発生した日の翌月、もしくは、翌々月の27日を支払期日といたします。

別表5 (当社が指定した方法でお支払いが出来ない場合の料金その他の支払方法)

第16条第4項に定めるお支払方法は以下のとおりとなります。

- ・コンビニエンスストアでのお支払い（払込票による支払）
- ・当社が指定した銀行口座への振り込みによるお支払い（1請求あたりの支払い額が30万円を超える場合のみ）

また、その場合、対象の請求に関して以下の事務手数料を、併せて請求させていただきます。

1 請求につき 500 円（税抜）

別表6 離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

提供区域		九州電力管内
係 数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格	X	52,500円
離島基準単価 (1キロワット時につき)		3 厘